

日本に住民登録のある
20歳以上60歳未満の全ての方が加入します

みんなの国民年金

国民年金に関する 問合せ

- ◆資格の取得・喪失、保険料の免除…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273) 4338
- ◆給付の相談・申請…▶新宿年金事務所 ☎(6278) 9311、▶区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273) 4338
- ◆納付・厚生年金の申請…新宿年金事務所 ☎(6278) 9311
- ◆ねんきんダイヤル(一般の年金相談)…☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎(6700)1165)
- ◆日本年金機構ホームページ…<http://www.nenkin.go.jp/>

加入者の種類

- ◆第1号被保険者【保険料は自分で納付】
自営業等の方と配偶者、学生・アルバイトなどで20歳以上60歳未満の方
- ◆第2号被保険者【保険料は給料から天引き】
会社員・公務員(厚生年金の加入者)などで原則として70歳未満の方(65歳以上の加入者は老齢年金などの受給資格のある方を除く)
- ◆第3号被保険者【保険料は配偶者が加入する年金制度が負担】
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
- ※任意加入被保険者
次のいずれかに該当する方は、任意加入できます。
 - ▶60歳以上65歳未満で、年金額を増やしたい方
 - ▶60歳以上70歳未満で、受給資格期間を満たしていない方
 - ▶日本国籍で海外に住む20歳以上65歳未満の方

下記の場合は 加入・変更の届け出を忘れずに

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	届け出は不要※	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

※20歳前後に海外から転入した方は区医療保険年金課・特別出張所へ届け出が必要です。

こんなときは…国民年金に入っていると受けられる給付

国民年金に加入している方で、一定の要件を満たす方は、下記のような状況の時に受けられる給付があります。該当すると思われる場合は、ご相談ください。

充実した老後のために…老齢基礎年金

保険料の納付期間・免除期間等の合計(受給資格期間)が原則として10年以上の方が、65歳になったときから受け取れます。

病気やけがで障害が残ったら…障害基礎年金

病気やけがで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに一定の要件を満たすと受け取れます。

もしものとき残された家族のために…遺族基礎年金

国民年金に加入中の被保険者が亡くなったとき、18歳(障害のある場合は20歳)未満のお子さんのいる妻または夫、両方いないときは子どもが一定の要件を満たすと受け取れます。

保険料の支払いが難しいときにご利用ください 納付の免除や猶予などの制度

免除の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

下記の免除・猶予制度のほか、新型コロナの影響を受けた方で条件を満たす方が申請できる臨時特例の免除制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

◆免除(全額免除・一部納付等)申請

本人や配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。

※退職(失業)した方は、特例免除制度の対象になります(配偶者・世帯主の所得が一定額以上の場合を除く)。申請には雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しが必要です。

◆納付猶予申請

50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

◆学生納付特例申請

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

◆産前産後期間の免除制度

平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者は、出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)を免除されます。免除を認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

くらし



9月21日～30日 秋の全国交通安全運動

9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です。交通ルールを守りましょう。

●運動の重点

- ▶子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保、▶夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止と飲酒運転の根絶、▶自転車の交通ルール遵守の徹底、▶二輪車の交通事故防止、▶電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

問合せ 交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273) 4265

ごみ減量新宿フェア

日時 10月1日(土)午前11時～午後2時
会場 新宿清掃事務所(下落合2-1-1)
内容 ▶リサイクルバザー、▶小・中学生の「ごみ減量絵画展」と優秀作品の表彰、花の苗の無料配布(午後1時から。先着100個)ほか
主催 新宿西清掃協力会
問合せ ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273) 3318

創業セミナー

日時 10月18日(火)午後3時～5時
対象 実店舗ビジネスで創業を目指す方、創業して間もない方、36名
内容 集客の考え方、Web集客のトレ

ンド、小さなお店(実店舗)が取り組むべき集客の具体的な実践方法ほか

申込み 9月17日(土)から電話かファックス・電子メール(5面記入例のほか現在の仕事内容を記入)で問合せ先へ。先着順。
会場・問合せ 高田馬場創業支援センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205) 3031・inc@shinjuku-center.jp

消費者講座

ウェブ会議ツール[Zoom]を利用した受講もできます(通信費等は申込者負担)。
日時 10月25日(火)午後2時～3時30分
会場 新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)
対象 区内在住・在勤・在学の方、40名

(会場20名、Zoom20名)

内容 食品表示の基本、健康食品の制度や広告の見方

申込み 電話かファックス(5面記入例のほか受講方法(会場・Zoomの別)を記入)で10月13日(木)までに問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。日本消費者協会ホームページ(右二次元コード。 <https://jca-home.jp/shinjuku/>) から



も申し込みます。
問合せ 同協会 ☎(5282) 5311(月～金 曜日 午前9時30分～午後5時)・[☎\(5282\) 5315](tel)
区の担当課 消費生活就労支援課消費生活就労支援係(第2分庁舎3階) ☎(5273) 3834